

## 安八ふれあい祭り2024出店要領

### 1. 目的

安八ふれあい祭り実行委員会（以下「実行委員会」という）が、同祭りの廉売市出店等に係る取り決めを行うことにより、事業の運営を円滑に行うことを目的とします。

### 2. 開催日

令和6年11月9日（土）～ 11月10日（日）

### 3. 開催場所

安八町役場庁舎駐車場及び周辺

### 4. 開催時間

11月 9日（土） 午前10時～午後4時00分

11月10日（日） 午前 9時～午後4時00分

### 5. 搬入日時（時間厳守）

11月 9日（土） 午前9時まで

11月10日（日） 午前8時30分まで

### 6. 搬出日時（時間厳守）

11月 9日（土） 午後4時40分から

11月10日（日） 午後4時30分から

### 7. 出店対象事業者

出店対象事業者は、地元商品出品者、産地直送品出品者、飲食品出品者とします。但し、安八町内の出品者を優先します。

### 8. 出店者駐車場

町臨時駐車場とします。但し食材を保冷車にて保管する業者はハートピア安八北側に駐車場を確保するのでその旨申し出てください。（保冷車に限定し、ナンバーを報告する）

### 9. 陳列台等

陳列台、椅子等は出店者で準備してください。但し実行委員会に陳列台、椅子の準備を申し込む場合は、陳列台1台1,700円、椅子1脚500円にて貸し出すこととします。

### 10. 出店料

1コマ（テント半分2.7m×3.6m） ※キッチンカーは1台につき1コマの出店料とします。

町内業者： 10,000円 ※安八町商工会会員は町内業者とする。

町外業者： 18,000円

受益者負担として、電気を利用する出店者は2,000円、水道を利用する出店者は1,500円を別途徴収します。

(1) 実行委員会が「無料配布」などボランティア性の高い出店と認めた団体等は無料。（企業を除く）

(2) 実行委員会が、町行政等に大きく寄与する団体と認めた場合は町内業者出店料の2分の1とする。

(3) 特別のコマについては上記出店料以外に別途定めます。

#### 11. 総コマ数

出店ブースのコマ数は100コマ(テント50張り)以内(キッチンカー含む)とします。但し、出店申込者1名につき2コマまでとします。出店申込は、**先着順で定数に達し次第締切ります。**

#### 12. コマ割

コマ割は、出店内容を考慮し、実行委員会において決定します。

#### 13. 商品管理

各出店者において商品管理を行い、実行委員会は盗難等への責任は負いません。また、天変地異・火災等による損害についても責任を負いません。

#### 14. 営業許可

露店営業等の許可証をお持ちの方は、許可証のコピーを申込時に事務局に提出ください。許可証をお持ちでない方は、商工会事務局までお尋ねください。

#### 15. 衛生管理

食品類の衛生管理は、食品衛生法等を遵守し食中毒等の発生に充分留意してください。飲食提供を行う場合は、食中毒等を防止する法令により「ふた付のゴミ箱」「給水タンク」「消毒液を備えた手洗い設備」「冷蔵庫・クーラーボックス等の保管設備」を配置願います。

#### 16. 清 掃

- (1) 出店者は、段ボール箱や出品材料残材など自らの出店に係る不要物(ゴミ類)は、必ず持ち帰ることとします。
- (2) 出店者は、各自ホウキ、チリトリ等を持参し、テント周辺を清掃するとともに、各自が準備したゴミ袋に、燃えるゴミ、燃えないゴミに分別した後、中央公民館北側のゴミ集積場まで運んでください。
- (3) 油及び生ごみについては、各自持ち帰りください。

#### 17. その他

- (1) 商習慣を乱す行為は、絶対行わないでください。また危険な物品や遊具(例:エアガン・ブーメラン等)及び「当たり」が入っていないなど詐欺行為にあたるような「くじ」の販売は行わないでください。
- (2) 購入者等からの苦情については、出店責任者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (3) 商品の陳列及び販売は、他の出店ブースや来場者の通行の妨げにならない範囲で行ってください。
- (4) 別紙表明・確約に関する同意書に違反する者は、出店はできません。
- (5) 火器を使用する出店者は、消火器を常備してください。また、発電機を使用する者は、ガソリンの補充時には必ず電源を切ってから作業をすることなど、取扱いに関する注意事項を守ってください。
- (6) 出店者説明会は10月23日(水)午後2時から安八町商工会2階会議室で開催しますので、出席願います。